

給与支払報告に係る給与所得者異動届
特別徴収

事由	退職
記入例番号	3
ケース	6月から12月末の間に退職。本人から翌年5月までの未徴収税額一括徴収希望なし。
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収

所在地	東京都 豊島区 池袋 0-1-2										指定番号	120400					
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛名番号	001					
又は名称	株式会社 O×商事										所属	人事課 人事労務係					
個人番号 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担連 当 者 先	氏名	特徴 花子	
	一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電話	XX-XXXX-XXXX 内線 ()					
生 日	昭和50年 1月 1日										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1
受給者番号	123-456										(ア) 特別徴収税額	6	9	××	1. 退職 2. 転職・長期欠 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 空欄で結構です	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号										徴収済額	8	5	8			右から 番号を 記入
異動後住所	□□県○○市△△1-1-1										未徴収税額	140,000円	35,600円	104,400円			

給与支払報告書に記載した事業
 所内で従業員のかたを管理・特定
 するための番号を記入。
 特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税さ
 れるため、その住所を記入。転居しても、5月分まで
 の1年分を1月1日の住所地に納めます。

異動の事由が「7. その他」の場合
 は、理由を記入してください。

退職後に出国(帰国)される場合は、給
 与から差し引けなくなる未徴収税額を可
 能な限り一括徴収してください。
 徴収できない場合は、個人で納めてい
 ただくだることになります。
 出国前に全額納付していただくか、本
 人の代わりに納税をしていただくため
 に納税管理人の選任が必要になります。
 →「納税管理人申告書」は区のホーム
 ページからダウンロードできます。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更
 する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)